



村 千鶴子 Mura Chizuko

東京経済大学現代法学部教授・弁護士 日本消費者法学会理事
 専門は契約法、消費者法。国民生活センター消費者判例情報評価委員会、経済産業省消費経済審議会、東京都消費者被害救済委員会などの委員を務める。著書に「Q&A消費生活相談の基礎知識—知っておきたい民事のルール」（ぎょうせい）、『誌上法学講座—特定商取引法を学ぶ—』（国民生活センター）ほか多数。

代理制度（1）

— 代理と使者 —

1 はじめに

民法における契約の基本的な考え方は「自己責任」です。分かりやすく言うと、「自分で相手と交渉し、自分で契約すると決めて相手と約束した場合には、契約当事者は共にその約束を守る義務を負う」というものです。

日常生活では、自分で事業者との間で契約をする場合が普通です。欲しい商品がある場合には、自分で店に出向いて購入するなどです。しかし、すべて自分だけで対処している場合ばかりではありません。自分の代わりに誰かに頼んでやってもらう、という場合もあります。

例えば、契約することにした場合に契約書を作成することがありますが、契約書に署名したり捺印する際に「私の代わりに書いてください」と頼んで代筆してもらう場合があります。捺印するときに、はんこを渡して代わりに捺印してもらう場合があります。ケースによっては、自分の代わりに第三者に頼んで契約の交渉をしてもらう場合もあり得ます。

こんなふうに、契約するときすべてを自分だけでしているわけではない場合がいろいろと考えられるわけですが、こんな時に「この契約書の署名は私の書いたものではないから私には

責任がない」と言えるのでしょうか。あるいは、自分が捺印したわけではないから私の責任ではない、と言えるのでしょうか。

今回は、本人が自分でしたわけではない場合を取り上げて、どういう場合には本人に法的責任が生じ、どういう場合には法的責任が生じないのか、という観点から考えてみることにしましょう。

2 意思表示は誰がしているか

本人Aが、契約相手Cとある商品を購入する売買契約を例に考えてみましょう。Aが販売業者Cを契約相手として選び、ある商品を購入することにしました。高額な商品の購入だったので、契約書を作成することになりました。その時に、本人Aは同行していた家族に「代わりに契約書に署名捺印するように」と頼みました。そこで、家族はAの氏名を契約書に記入し、Aから渡された印鑑を捺印しました。

さて、この場合にはAは、「契約書の氏名は私が書いたものではないし、捺印も私が自分でしたわけではないから、この契約には責任がない」と言えるのでしょうか。

ここで大切なことは、売買契約が成立するた



めには申込みの意思表示と承諾の意思表示が一致していることがポイントである、ということです。契約書は、合意の成立を客観的にはっきりさせておくために作成されます。

では、この場合に、「Cからこの商品をこの価格で購入する」という意思決定をし、これを相手に表示しようと考え、表示したのは誰でしょうか。A本人であることは明らかです。同行していた家族は、Aに指示されて代わって署名捺印しています。つまり、家族は本人Aの指示で手足として署名捺印したに過ぎません。このような場合には、Aは、契約書の筆跡が自分のものではないという理由で、その契約には責任がないというわけではないのです。ここでは家族を例に挙げましたが、Aの手足となるのは家族以外の人である場合も多くみられます。

この場合のケースのポイントは、Aが意思決定をして家族などに指示をしているということです。

上記の例では本人が店舗に出向いていましたが、本人Aが店舗に出向かないでBに対して、自分の代わりに契約相手Cの店舗に出向いて自分がこの商品を購入したいということを伝えて契約書も自分の代わりに作成してくれるように依頼したという場合はどうでしょうか。

この場合にも、最初のケースと同様に、本人Aが、相手方Cからこの商品をこの価格で購入するという意思決定をして、その内心の意思を相手方Cに表示しようと考えています。ただし、自分でCのところに出向いて意思を伝えるのではなく、自分の代わりにBに行って伝えるように依頼しているわけです。意思表示における内心的効果意思も表示意思*1も本人Aによるものです。表示行為のみを本人Aの依頼によってBが代わってAの手足として行っています。このような場合も、意思表示としてはAが行っていると評価されます。つまり、BがCに対して行った表示行為について、Aは契約当事者として法

的責任を負うということです。このような場合のBを「使者」といいます。意思表示を行う本人Aのメッセンジャーというわけです。

3 代理人と使者の違い

本人AがBに代わりにしてもらうように頼むという場合には、前述したようにAが決めたことをBに代わりに伝えてもらう使者のほかに、Bに代理人になってもらうという場合があります。代理人と使者とは、どのように違うのでしょうか。

代理とは、意思決定も代理人となるBに任せるものを意味します。使者の場合には、意思決定をするのは本人Aでしたから、「自分で決めたことは自分で守らなくてはならない」という契約の自己責任の考え方と同じ考え方だといえます。

ところが、代理では、代理人Bに与えられた代理権の権限の範囲内で、代理人Bが判断をして法律行為*2を行った場合には、その法律行為については、本人Aが決めたことでもなく、本人Aは自分で決めたのと同様に法的責任を負うこととなります*3。

具体的な例をみてみましょう。本人Aが、自分が所有している土地を売却処分したいと考え、Bを代理人として選任して依頼した場合を考えてみましょう。この場合には、代理人Bは、土地の買い手になりそうな人を探してその相手方と土地の売買について交渉をします。その結果、契約相手であるCとの間で売買契約が成立した場合には、その売買契約の当事者は本人Aと相手方Cということになります。したがって、本人Aは、Cなんて自分は知らない、こんな価格で売却することを承知したこともない、勝手にBが自分の名前を使ってやったことだからそんな契約は自分には関係はないとは言えないのです。

代理制度のしくみは図のようになっています。

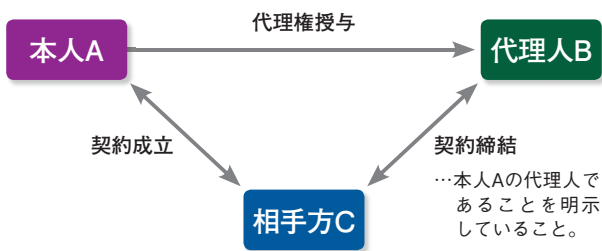


図 代理制度のしくみ

本人Aと代理人Bとの間には代理人Bには本人Aの代理人としての権限が授与されている授權関係があります。代理人に対する代理権の授与が法律で定められている場合を「法定代理」、本人Aが自分から代理人Bに代理権を授与する場合を「任意代理」といいます。代理人Bは、本人の代理人として契約相手Cと交渉をして契約を締結します。この場合には、代理人Bは、相手方Cに対して、自分は本人Aの代理人であることを明示して契約することが必要です。「A代理人B」と表示することが多いですが、単に本人Aと明示して行う場合もあり得ます*4。この契約は、本人Aと相手方Cとの間で成立します*5。代理人Bは、この契約についてはなんらの法的責任は負いません。

典型例の1つ目として、弁護士への法律事務の委任があります。例えば、多重債務者である本人Aが、弁護士Bに債務整理の依頼をした場合を例に考えてみましょう。弁護士Bは、代理人として本人Aのために支払計画を立てて、本人Aの債権者である消費者金融業者Cと分割払いで返済する返済計画を提案して和解交渉を行います。無事に和解が成立すれば、和解契約は本人Aと相手方Cとの間で成立することになります。和解契約の効果は、本人Aと相手方Cとに及ぶことになり、代理人Bには、和解契約の効果は及びません。代理人として本人のために和解契約を締結した弁護士Bは、和解契約に基づく支払義務を負わないわけです。

典型例の2つ目として、未成年者契約をみてみましょう。未成年者がスマートフォン（スマ

ホ)の契約を締結する場合に、法定代理人である親権者の同意を得て未成年者本人が契約を締結するという方法と、法定代理人が未成年者の代理人としてスマホ事業者と契約を締結する方法とがあり得ます。法定代理人が未成年者の代理人としてスマホの利用契約を締結した場合には、契約は未成年者本人とスマホ事業者との間で成立することになります。したがって、契約に基づく利用料金の支払義務は未成年者本人にあり、法定代理人には契約に基づく支払義務はないということになるわけです*6。

4 代理制度の意義

代理制度はなぜ必要とされているのでしょうか。どのような存在意義があるのでしょうか。

第一に、自分のできる範囲を拡張することができます。代理制度が最も多く活用されているのはビジネスの場面です。本人Aがビジネスとして契約をする場合を考えると、契約は本人がしなければならないとすると、本人は1人しかいないので、広いビジネスの展開はできません。Aが、東京で契約交渉をしていれば、同時に大阪、九州、北海道などでも契約交渉をすることはできません。しかし、Aが甲・乙・丙・丁…と多数の代理人を選任して代理人として契約をすることを任せることができれば、手広くビジネスを展開することができます。本人Aにとっては、代理人を活用することによってメリットを得ることができるわけです。

第二に、専門家を代理人に選任すれば、自分はその取引などについては素人であったとしても専門的な知見に基づいた契約交渉ができます。先に紹介した多重債務の解決を弁護士に依頼したり、訴訟をする場合に弁護士を訴訟代理人に選任する場合などが分かりやすい例です。

第三に、本人に判断能力が欠如していたり、不十分だった場合に、本人の能力を補完する機



能を果たします。この場合の代理人制度は法律で、どのような場合に、誰が、どの範囲で代理人になるのかを定めています。このような制度を法定代理といいます。

以下に法定代理と任意代理について簡単に説明することにします。

5 法定代理

法定代理とは、法律で代理人が定められているものを指します。法定代理のなかで消費生活と深いかわりがあるものが、未成年者取引です。現代社会では、未成年者も契約の主体となる場合が増えています。未成年者の取引では、法定代理人の同意を得ない契約は、本人または法定代理人が取り消すことができるという制度*7が広く知られており、消費者被害の解決のために活用されています。ただし、先に例を紹介したように、未成年者が契約当事者となる場合には、法定代理人が未成年者の代理人として契約相手と交渉をして契約を締結するという方法もあり得ます。未成年者の場合には、法定代理人の選任には特別の手続きは必要なく、当然に戸籍上の父母が法定代理人となります*8。

離婚している場合には、離婚の際に親権者となった親が法定代理人になります。どちらが親権者となったかは、離婚届に記載する必要があり、離婚後の子どもの戸籍に表示されるので、戸籍を見れば確認できます。未成年者の両親が共に亡くなった場合には、家庭裁判所が未成年後見人を選任することになっており、未成年後見人が法定代理人になります。

本人が成年に達していても本人の判断力が欠如していたり低下している場合には、判断能力の低下のレベルに応じて成年後見、保佐、補助の三段階の支援制度があります。いずれも家庭裁判所に審判の申立てをして開始の決定とともに成年後見人、保佐人、補助人が選任されます。

成年後見人は財産に関するすべての法律行為について代理権があります。保佐人と補助人は、家庭裁判所に対する申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定めた「特定の法律行為」に関する代理権があります。代理権の範囲は、東京法務局に登録されるので、登記事項証明書を取り寄せれば確認できます*9。

6 任意代理

任意代理とは、本人が代理人を選んで代理権を与えたものです。

任意代理の合理性については次のように説明されます。任意代理では、本人が自分が信頼できると判断した人を代理人に選んでいる。さらに、本人自身が必要だと判断し、「この人であればこれだけの権限を委ねても大丈夫だ」と判断したうえで代理権を授与している。したがって、代理人の行った法律行為の効果が当然に本人に及ぶことは合理性がある。契約を例にとれば、代理人が権限内で本人の代理人として締結した契約について、本人が自分でその契約を締結したのと同じ法的義務を負うのは合理的であるということです。このように考えると、任意代理は民法の基本原則の「自己責任」に基づく「本人の拡張である」と考えることができるというわけです。

今回は、任意代理の場合を中心に詳しい説明をすることにします。

- * 1 ウェブ版『国民生活』2013年11月号参照
http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201311_12.pdf
- * 2 法律行為の典型的なものが契約です。
- * 3 民法99条
- * 4 代理人Bが、相手方Cに対して、自分が本人Aの代理人であることを明示しないで単にBとして契約した場合には、その契約についてはBが契約当事者として法的責任を負うことになります。民法100条
- * 5 民法99条
- * 6 未成年者の契約では、しばしば法定代理人である親権者が保証人になる場合があります。その場合には保証人としての債務を負担することになります。
- * 7 民法5条
- * 8 民法818条、824条
- * 9 民法7条～19条、859条